

水道のしおり

本巢市役所 上下水道課

1 各種届出について

＜届出が必要なとき＞

- * 新たに水道を使用するとき・使用を再開するとき
- * 水道の使用を休止・廃止するとき
- * 水道の使用者・所有者を変更するとき

＜届出書類＞

- * 上下水道使用異動届

上下水道使用異動届は、異動日前に提出してください。

市ホームページ(パソコン・スマートフォン)からも手続きができます。

◎売買による使用者・所有者変更のときは、売買契約書の写しが必要です。

◎来庁者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)をお持ちください。

2 給水申込・加入金について

新たに水道を使用するときは、給水申込関係書類の提出と加入金が必要です。配水管(本管)からの給水取出工事は、市の指定工事業者に依頼してください。

※給水取出工事費は、申込者の負担(自費)です。

水道メーター の口径	加入金額
13mm	100,000円 (税込 110,000円)
20mm	140,000円 (税込 154,000円)
25mm	200,000円 (税込 220,000円)
30mm	330,000円 (税込 363,000円)
40mm	440,000円 (税込 484,000円)
50mm	1,170,000円 (税込1,287,000円)
75mm	1,550,000円 (税込1,705,000円)
100mm	1,950,000円 (税込2,145,000円)

3 水道料金

(1か月分)

基本料金 10m ³ まで	超過料金 1m ³ につき
1,650円(税込1,815円)	165円(税込181.5円)

※臨時用は、通常料金の2割増

4 水道料金のお支払いについて

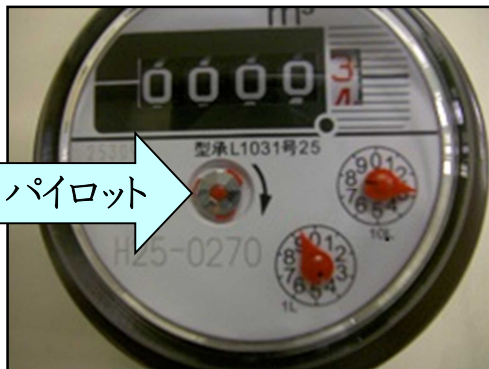
水道料金は、納入通知書または口座振替により、2 か月分をまとめてお支払いいただきます。納期限・振替日は、奇数月の月末日(3 月は 25 日、その日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。新たに口座振替をご希望の場合は、「口座振替依頼書」を取扱金融機関に提出してください。

料金を滞納されますと、給水を停止しますのでご注意ください。

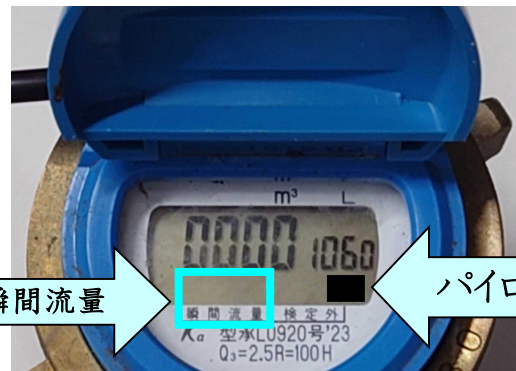
5 使用者様へのおねがい

- * 水道メーターは、市が使用者様に貸与しているものですので、適切に管理してください。
- * 偶数月(15 日から末日の間)に、検針員が水道メーターの検針を行います。検針の支障となりますので、メーターボックスの上や付近に、車や犬小屋などを置かないでください。
- * 冬期間は、積雪によりメーターボックスが隠れてしまうことがありますので、メーターボックスが確認できるように除雪のご協力をお願いします。
- * 水道の使用水量(料金)がいつもより多い場合は、漏水の可能性がありますので、簡易的な漏水調査を行ってください。敷地内にあるすべての蛇口を閉め、水道メーター内にあるパイロット(下記参照)を確認し、パイロットが回転(電子式では点滅)していれば、水道メーターから蛇口までの間で漏水しています。その場合の水道料金は、使用者様の負担となりますので、至急、市の指定工事業者に修理を依頼してください。漏水箇所により、料金の軽減措置がありますので、詳しくは上下水道課にお問い合わせください。(50mm 以上の電磁式水道メーターにはパイロットがありませんので、液晶画面の瞬間流量の数値を確認してください。)

水道メーター



電子式水道メーター



※ 水が流れていないときは、パイロット(■)は点灯または消灯しています。

※ 流量が多いとパイロットが早く回転(電子式では早く点滅)します。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

本巣市役所上下水道課

〒501-0491 本巣市早野 255 番地

TEL 058-323-7760 FAX 058-323-1158

メールアドレス suido@city.motosu.lg.jp